

JISHA方式適格OSHMS認定にかかわる当協会の責任等について

中央労働災害防止協会

1. JISHA方式適格OSHMS認定は、事業場における労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の実施状況がJISHA方式適格OSHMS基準に適合している旨を認定する制度であり、認定を受けた事業場(認定事業場)における安全衛生管理に全く問題がないこと又は認定後における労働災害の無発生・減少等を保証するものではありません。

したがって、認定事業場において発生した安全衛生管理上の問題又は労働災害に関しては、当協会は次項に掲げる場合を除き一切の責任を負わないものとします。

2. JISHA方式適格OSHMS認定に関し、当協会に重大な過失があったことに起因して認定事業場に何らかの損害が発生した場合に当協会が負う損害賠償義務は、受領済みの認定料等の額を上限とするものとします。
3. 認定事業場は、当協会の「JISHA方式適格OSHMS認定事業に関する規程」の規定に従って、定期報告、災害等発生報告等の報告、登録事項の変更の届出等の届出、認定範囲の変更に係る申込みなどをしていただく必要があります。これらの義務を怠った場合には、認定を取り消すことがあります。

以上